

高等学校入学者選抜審議会第9回学区制検討小委員会会議録

平成18年5月24日(水) 15:00 開会
県庁16階教育庁会議室 16:30 閉会

出席委員 大桃 敏行
勅使瓦 正樹
鈴木 克之
門脇 啓一
木村 民男
庄子 修

欠席議員 早坂 昶
高橋 俊郎

出席職員 教育次長 矢吹 隆志
高校教育課長 黒川 利司
教育企画室長 菅原 久吉
(開会 15:00)

議事

(1) 通学区域(学区制)見直しの基本方向について

大桃座長 事務局から、資料について説明願います。

事務局 (別紙配付資料により内容を説明)
(教育企画室長)

大桃座長 事務局から大きく4つの方向性が示されました。

(1)が3%枠を維持しながらそれを拡大していくというところ。

(2), (3), (4)が撤廃なんです、(2)が一発撤廃、(3)が経過措置を設けての撤廃、(4)は(1)と近いところがある、なぜかと言いますと、2頁で示したように、3%枠拡大の影響を把握した上で撤廃についての検討が可能になるということです、撤廃に向けて拡大するんだけど、しばらくやってみてやっぱりこれはまずいということになるとそこで立ち止まることができるということになります。ですので、(4)は、撤廃は撤廃なんです、(1)とかなり近いところがあるということになります。後半部分は、一発撤廃ということになれば、議論はいらぬことになるんですが、3%枠の拡大にしても、経過を見るにしても、では3%枠を少し開くということになるとどの程度にするのか、5%から10%程度でいくのか、20%から25%程度でいくのか、35%から40%程度でいくのか、というところでありました。最初の5%から10%というのは、それなりに意味はあるんでしょうけれども、5%ということになりますと、今まで

の心理的な面、これは小委員会でも検討してきましたけれども、5%とか7%とか言うと、そのところがあまり変わらないのかなという気はします。一方、35%~40%ということになりますと、実質上、撤廃と同じことになってしまうという感じがします。そうしますと、自ずからこの辺かなというところは見えてくることにはなりますが、その場合も10%から35%くらいの間で細かな刻みがありますので、どうするのか、私たちの方で「何%くらい」ということで出すのか、「概ねこの辺まで」ということにするのか、これもこの小委員会の判断になります。例えば3%枠の拡大が良い、についてはこの辺だということに留めておいて、結果的には親審議会ないしは教育委員会の合議の決定ということになりますので、私たちはあまり細かなところまでは踏み込まなくてもいいということは一つの選択肢としてあると思いますが、その辺も含めて検討できればと思います。

いかがでしょうか。大きく言うと、3%枠を拡大し、そこで留まってもう一回検討するのか、あるいはもう撤廃に向けていくのか、撤廃の場合は、一発でいくのか、経過措置を設けていくのか、事務局では撤廃を3つ(一発撤廃 経過措置を置いての撤廃 3%枠を開いてみての段階的撤廃)に分けてますが、ですと、これは、(1)の3%枠の拡大と同じ形で考えられると思います。3%枠をある程度開いてみて、また5年ないし7年くらいたったところでもう一回検討してみて、やっぱりこのくらいで良かったのか、それとももう一回検討した方がいいのかというところでのステップを残すのか、ということになります。いかがでしょうか。

本日御欠席になっている早坂先生、高橋先生は御欠席なんですけど、こういった大事な会ですので、事務局の方にあらかじめ御意見をお伝えになっているとのことです。御紹介願います。

事務局 両委員から電話で確認させていただいた御意見を御紹介します。

(教育企画室長) 早坂委員ですが、「基本方向については、(2)の学区の撤廃が妥当と考える。ただ、留意事項としては是非加えていただきたいのが、入学者選抜制度の見直しである。」とのことでした。次に高橋委員ですが「基本方向については、(2)の学区の撤廃が妥当と考える。その際、経過措置を付けるかどうかについては問いませんが、撤廃の実施時期は、県立高校の共学化と整合を図るという観点から、平成22年度頃が妥当ではないかと考えている」とのことでした。

大桃座長 早坂委員は、(2)の御意見で、親審議会でも、入試制度の改革をおっしゃられていて、それと併せた検討が必要という御意見です。高橋委員は、(2)、(3)のいずれかということですが、むしろ実施時期について、男女共学との絡みで、平成22年頃でございませう。男女共学についてはどうですか。

事務局 平成22年度までは県内全ての高校が男女共学になるという方針が決定しておりまして、(教育次長) 平成19年度には仙台二高、平成20年度は宮一女高、平成21年度が仙台三高、平成22年度が宮二女高、仙台一高、第三女子高、白石高と白石女子高の統合、塩釜と塩釜女子高の統合となります。

大桃座長 先日、事務局と打ち合わせをしたときに、男女共学の問題が、実は仙台市内の中部南・北地区間の女子生徒の調整の問題とも絡んでくるというお話がありましたが、現在は、25%でしょうか、中部北地区の女子生徒が中部南地区の高校へ移れるということですが、男

女共学化が進めば、調整もいらなくなるということになる、逆に言うと、すっかり撤廃すれば、また調整もいらなくなる、その中間だといろいろなバリエーションが出てくるということになります

来年の4月に仙台二高が共学化していくということになると、その分だけでも女子生徒枠が増えますので、なおかつ、20年に一女高が共学化していく、ということになる、そういう絡みもあります。

勅使瓦委員 私も、基本的な考え方は、(2)の撤廃なんですけど、いろいろ考えていきますと、完全撤廃した場合、地域と高校のつながりの部分が心配しているところです。と言いますのは、今現在、地方の高校を見てみると、3%枠を十分に活用されている松山高校は、普通科は1クラスで、3%枠は一人、という現実があります。松山高校は野球が特色ということになってまして、家政科に野球をしたくて集中している、その次の将来を考えたときに、本当に家政科に入って正しいのかということがあるものですから、ある部分、学区の撤廃が良いのか、枠を拡大した方が良いのかというところがあるんですけども、まあそのようなところを考えておきまして、仮に撤廃をしたときに、松山の普通科が1クラスしかないところに、現状の学区以外のところから100%入ってくるということも小さなクラスではある、そうやっていったときに、地域に松山高校というものがあって、例えば仙台とか仙南とか、そういうところから全員入ったときに、果たして地域の学校という点からどうなのかなという疑問がありまして、完全撤廃というのはどうなのかなという、実は多少の心配もあります。地域というものも考えると、ある程度枠も必要なのかなということは考えてまして、それについては、地域からの生徒が6割は入れて、あとは地域外から4割であれば、なんとか地域とのつながりというものも確保はできるのかなという感じはしています。ただ仙台市内で見た場合には、受験競争は多少出てくるとは思いますが、仙台市以外では、そう大きな受験競争はあまり出てこないのではないのかなという感じはしております。ですから基本的には撤廃した方が、子どもたちの選択肢が広がって良い半面、地域とのつながりを考えると、悩むところもあります。

大桃座長 地域のつながりの問題はありますね。

事務局の方で、見直しの効果のところと、見直しに当たったの施策提言をまとめていただいておりますが、その(1)で特定の地区・高校への集中、(2)が遠距離通学の問題で、子どもたちの危険性の問題や、前にこの小委員会でも新幹線の定期がいくらぐらいするものかという話題も出ましたが、新幹線通学になる、あるいは余裕があるところは仙台にマンションを買って通わせることもできる、とすれば、ある意味、教育機会の実質上の不平等が生ずる、ということなんです。(3)は今まさに勅使瓦委員が指摘されたことであります。(4)は、私学との協調ですが、これも非常に大事なところでして、東京都の場合は学校群制度を設け、私学が伸びてきて公立が地盤沈下したということで学校群の撤廃というのがありましたけれども、宮城は元々公立が強くて、そういった中で私学がいろいろ工夫しながら力を持ってきたのが現状かと思えます。特色を出しながらやってきたということになりますけど、おそらく、3%枠の拡大にしても撤廃にしても、今、私学で吸収しているところが公立に動く可能性が出てきます。その場合も、仙台市内の私立と、例えば、古川にある私学は状況が違って、今までは枠がある関係で、そこに通っている子どもたちが、枠が消えることで、仙台市内の公立に来る可能性がある、そうすると同じ私立で仙台市内の私立とそれ以外の私立で与える影響が違ってくるといった感じがしますし、私立との健全な県全体でのバランスも考えなくてはいいな

いことだろうと思います。

それに向けて、どういう施策を併せてとっていくか、というところが3のところになります
が、今、勅使瓦委員は(3)のところで、基本的には撤廃でもいいんだけれども、いろいろ考え
なくてはいけないという御指摘だったと思います。

事務局 3頁の特定地区への集中、格差の助長のところですが、この対応として、魅力ある学校づ
(教育企画室長)くり、地方拠点校の強化というところにつきましては、学区の見直しをする、しないに関わら
ず、県教委として魅力ある学校づくりを求められているテーマでありまして、今も努力してお
りますが、ただ、見直しをすることによって、拡大であろうと、撤廃であろうと、生徒の移動が
今以上に出てくるということから、魅力ある学校づくりも、拠点校についても、今以上に強化
しないといけないということでもあります。地域とのつながりはまさしく、県の非常に重要な施
策でありまして、松山高校の場合は、地域からの確保を超えて相当の吸引力を持ってきたと
いうことで、まさしく地域のつながりのために、ある意味、特色ある学校づくりをやった一つ
の例なのかなと思います。

大桃座長 確かに地元の子が入れなくて、他の地区の子どもばかりということになれば、地域とのつ
ながりの問題がありますけれども、特色ある学校づくりの一つの成果でもありますね。

勅使瓦委員 全てをきちんとするのはなかなか難しいですね。子どもたちのことを考えるべきと思いま
す。

大桃座長 仮に撤廃しても、よほど交通の便が良い宮城野高校でもない、他の高校では本当にそ
んなに移動するのかということはありませんね。

鈴木委員 全県一学区化によって、専門学科は事実上、普通科と同列になっていく、このことにつ
いては、それぞれの専門学科も非常に厳しいだろうと思っていますが、これはやむを得ないだ
ろうと思います。

それから、私学との協調の問題ですが、果たして協調なのか競争なのか。私学と公立は
それぞれの良さがあるわけで、公立は授業料が安いんですが、なんといっても規模が小さ
い。私立であればマイクロバスを持てるんですが、公立はほとんど不可能だろうと思います。
商売にならない。そういうことを考えますと、仮に自由化したとしても経済的にあえて遠くへ
ということは難しいだろうと思います。メリットということ考えた場合、特殊な大学、特殊な
仕事を求めたときに意識を持つことはあるだろうけれども、そうでない場合、そこにちゃんと
した公立の教育サービスさえ育てれば大丈夫だろうと思われま。公立だけがメリットが多
いというわけではないし、撤廃の流れは止められないことでもあります。では一挙に撤廃か、
経過措置かということですが、経過措置とはいっても、後戻りのない検討だろうと思います。
そうしますと(2)、か(3)のどちらかで進めるべきだろうと思います。思いは揺れています。(2)
とも考えますし、(3)で最低25%にして、ということも考えます。

大桃座長 それぞれメリット・デメリットがあるので、決めるのは大変だと思います。
ところで、私立の授業料や通学費は、本県ではどのくらいでしょうか。

事務局 月に5～6万円,年間60～70万円くらいではないでしょうか
(教育企画室長) 通学費は,例えば古川・仙台間で月4万円台だと思います。

木村委員 石巻の場合は,起床は5時半くらいになると思います。
そう考えると,特別な生徒を除いて,そう多くは動きはないと思います。
本当に動きたい生徒は住所を移したりして,もう動いています。
高校全体の活性化を考えると,できるだけ,制度というのは細かく作らないで,思い切って撤廃し,むしろそれに対する施策を打ち出した方が宮城県の高校の活性化にはつながると思います。そう多くの生徒の移動はないだろうと思いますし,施策をきちんと打ち出す意味からいっても,思い切って,できるだけ早い時期から撤廃した方が良いと思います。

大桃座長 では木村委員は(2)の撤廃,ですね。

木村委員 そうです。

大桃座長 そうしますと通学の点では,石巻はかなり厳しい,古川はお金があれば行ける,ということですが県南はどうでしょうか。白石だどうでしょうか。

勅使瓦委員 50分はかからないと思います。

大桃座長 そうしますと7時頃の電車に乗れば間に合いますね。

勅使瓦委員 南は,通うのは全然問題が無いと思います。

事務局 一番考えなくてはいけないのは,私学との協調だと思います。
(教育次長) どういう影響が出るのかをきちんと押さえないといけない。

木村委員 公私協調は他県ではどうなっていますか。

事務局 だいたい,こういう大きな都市だとやっています。
(教育次長)

大桃座長 先ほど,私学の話がありましたが,仙台市内の子が仙台地区以外のところに行かなければならない状況がどれくらい生じてくるのかということがありますね。

事務局 そんなに流入するとは思ってませんが,私学としては,大変なときに支えてきた,またこれをやって私たちがやってきたことをつぶしてしまうのかということがあるだろうと思います。
(教育次長)

大桃座長 今のは推薦制とも関わって来るとも思います。

門脇委員 ただ,私学自体もやめるという発想は全く無いんですよね。推薦,入試時期について,公立を遅らせるということについて。

それを100%認めたときに、いわゆる一般県民の受験生、保護者から理解が得られるかどうかは大きな疑問ですね。

大桃座長 仙台市の子どもが仙台市内に通えなくなる、というのは大きなポイントだと思います。

庄子委員 仙台市の子どもたちが地区外に出されるという懸念については、アンケート結果が出る前までは、それがたぶん数字に反映されると思っていました。あんなに撤廃が多いとは思っていませんでした。自分たちの行き場所が無くなるよという訴えがあるかなあと思ったんですが、むしろそれにも増して撤廃が多かったので、私は、そういう動きなんだなということを感じました。

ところで、私は(1)は、またいつの時期かに同じような会議をやるのかなと思いい、現実的ではないと思います。(4)もないだろうと思います。(2)か(3)といったときに、立場上、行政として説明するとすれば、(3)の方がしやすいことはあるだろうと思います。ただこの委員会では答申をするので、そこまで考える必要は無いのかなと思います。

行政が議会に説明することまで考えて答申をする必要は無いのであって、これだということを出せばいいのかなと思います。そこで、(2)の方が確かに良いと思います。

大桃座長 アンケートについて、私も仙台市内の方が子どもたちも含めて学区の撤廃なり3%枠の拡大について反対が出るのかなと思ってましたけれども、親審議会で指摘があったと思うんですが、親の意向と先生方の意向がかなり違っているところがあって、親はやはり子どもの希望が叶うものだと思っている、それに対して心配する面を示しているのが先生だという意見がありました。そこをどう考えるかですね。

実際どれだけ動くかは分からないですね。

門脇委員 私も庄子委員と同様に、県として、仙台市としてどういうふうな説明をし、理解を得て施策決定に至るか、ということも考えてしまうものですから、ここに来る際には(3)の経過措置を設けるケース、それに高橋委員の意見にあったとおり、男女共学と絡めて平成22年度からということを考えてまいりました。見直しに当たっての特定の地区への集中については誰も胸中に抱くだろうと思うが、そののところをどのように合理的に事務局として説明しうるのが、当然、その対策は書かれているのだが、そういうことの周知を図る上で、なかなか(2)というわけにはいかないのかなと考えています。

大桃座長 皆さんの意見をお聞きしますと、(2)か(3)のどちらかを選ぶかということになります。

私は、(4)かなと思っています。私学との絡みが読めないということ、トップ校への集中はしかならないと思いますが、玉突きが生じて仙台市内の子どもたちが仙台市以外へ出て行かざるを得ない比率がどのくらいあるかというのが大変かなという気がするんですね。

私立に通わせるのも厳しい、そういう子どもたちがどういう気持ちで仙台市を離れて他の学校に通うのかということを中心にきちんと考えなくてはいいけない。そうすると、私学との協調、仙台地区への集中の問題を考えると手間暇をかけても、どこかで立ち止まるところを残しておいた方が良くってまして、私の意見は(4)です。あるいは(1)でも良いかなとは思ってません。私は進行役ですので、私の意見もその中の一つということにしておきたいと思っています。

そうしますと、御欠席の委員も含めて、(2)か(3)ということですので、そのところで検討

したいと思います。

(2)と(3)なのですが、ソフトランディングという点では(3)なのですが、なおかつ、門脇委員からは平成22年という話がありました。高橋委員もですね。これが男女共学との計算の問題が出てきます。どういう計算になるのかは分からないんですが、3%の場合は、ある意味、非常に少ない数値ですので、中部南・北地区間の女子生徒の調整枠の話です。25%と3%枠は別物ということで区切るのも簡単だったと思いますが、いったん広げてその次に移ろうねという場合、まず25%くらいに広げた場合、学区を25%を超えてまたげるということと、なおかつ、仙台市内の女子生徒に関しては中部北地区から中部南地区に25%動けるといいうときにどういう計算をするのかという点で中学、高校の先生方が非常に大変なところが出てくるかなと思いますがいかがでしょうか。

事務局 今のところは、女子高の場合25%が中部北地区から動けます。それにプラスして3%分が移動する可能性があるので、28%になります。その3%の部分が拡大によって広がることになります。共学校の場合には10%プラス3%になります。

大桃座長 今は3%枠が主に推薦で利用されているので分けできていると思うんですが、一拳に3%枠25%に拡大した場合、中部北地区の子は中部南地区に行くときにどちらの枠でいくのか、入試のラインで、一般入試になりますよね、どの最低点で入るのか。

事務局 今の制度を準用しますと、3%枠を一般枠と推薦枠に分けておりまして、推薦が埋まって(高校教育課長)しまえば、その設定枠以外の残ったところが一般枠になります。もし埋まらなければその部分を一般入試に乗せていくことになります。

事務局 中部南・北地区間の調整枠が25%になりますね。3%枠を仮に25%にした場合に、中部(教育企画室長)北地区の生徒とすれば、中部南・北地区間の25%枠に挑戦するのか、3%枠を拡大した25%枠に挑戦するのか、その選択肢はありうのでしょうか。

事務局 最初申し込む段階で、女子の場合は、中部北地区の女子は調整枠で申し込んでください(高校教育課長)ということで、結果として最終的に3%枠の部分で埋まらなかった場合は、中部北地区の女子の調整で申し込んだ者が3%枠で合格できる席が残っているという仕組みなんです。

大桃座長 それが3%枠が25%枠になって同じ形で動けるかどうかですね。

もう一つややこしいのは、例えば来年二高が共学化すると、25%の計算がきっと変わってきますね。中部北地区にそれだけ入る女子が増える訳ですので。そうすると共学化が進むほど、25%枠の計算が毎年違ってくるのではないのでしょうか。とすると、これはとてもややこしいことになりますね。

事務局 その年の生徒数に応じて均等に配分しようとするならばそういうことになります。(高校教育課長)

大桃座長 そうしますと中学校の先生方、親御さんが移行期に対応する形できちっと動けるかが心配ですね。

門脇委員 原則さえ、今の形でやるということになるのであれば、やれると思います。

大桃座長 そうすると、(2)の一発撤廃という場合には、今の話は関係ありませんので、きれいさっぱりなくなりますが、移行措置を入れる場合には、いつやるかということが出てきます。その辺も含めていかがでしょうか。門脇委員が平成 22 年とおっしゃるのはその辺のところがありますか。

門脇委員 平成 22 年度を期して、いろいろな意味で高校教育が変わるんだということをご数年かけてやるということになると思います。

事務局 今回、答申を頂きます、それを最大限尊重して教育委員会が決定します。

(教育企画室長) その答申の仕方ですが、方向性を一つに決めていただくということと併せて、枠を拡大することが必要だということになった場合、どれくらいの枠が適当なのかについてもお示しただくと非常に助かります。ただ 30 とか 10 とか、そこまでは言わないにしても、だいたいこれくらい程度ということである程度幅を持たせていただいた方が事務局としても非常に助かります。

時期の話については、これは具体的に何年にすべきだ、経過措置は何年にすべきだ、その理由はこうだということをお願いいただければそれにこしたことはないんですが、ある程度、審議会として、方向性は最低限出していただいて、それを受けて、共学化等、総合的に勘案して決定することになるわけですが、そのことを考えますと、ある程度方向性を定めていただければ、あとは学区以外の施策を考慮して教育委員会が決定することは可能だろうと思います。

大桃座長 そうしますと例えばパーセントにしても、どうしても 25%あるいは 30%でいかなければいけないということもありうるでしょうし、例えばこれくらいという決め方もありうると思います。

それからいつやるかに関しても、こちらでいろいろ意見を述べるのもあると思いますし、そのところは県の高校教育の充実に向けての施策を勘案しながら教育委員会にお願いする、その場合も例えば一発撤廃ではなくて、経過措置を設けてくださいという形での答申の仕方もあるということですね。

木村委員 他県の事例で、撤廃済みというところで、何か問題点等があれば教えていただきたい。

事務局 今回の見直しの件で、全ての県について、照会・確認はしていません。ただ、例えば段階的に導入したとか経過措置を導入したというところについては確実に聞いています。

一発撤廃の場合については、少なくとも今現在聞いているところでは、やってみて非常に問題があるというところはありません。実施時期が早いというところはあるんだと思いますが、香川県の事例では、審議会が答申が出て、その後、議会で一極集中についての議論が出て、教育委員会決定の段階で保留にしております。

木村委員 案ずるより産むが易し。思い切ってやった方がよい。時間をかけてやるのも一つの方法だ

が、いろんな部分に配慮しながら、大きく、宮城の高校が魅力的になるんだ、という施策を同時にやればそう大きな問題ではないと考えます。

できれば、撤廃済みの県についての情報は持っていた方が良いと思います。

門脇委員 撤廃済みのところでは、答申があって、周知期間がどれくらいあるのか押さえて頂きたい。

事務局 多くは1年～1年半程度です。
(教育企画室長)

大桃座長 そうしますと、(2)か(3)か、(3)の場合、何%にするのかが次の課題になります。勅使瓦委員、早坂委員、木村委員、庄子委員は(2)。高橋委員は(2)か(3)。鈴木委員、門脇委員は(3)。どうでしょうか。

勅使瓦委員 やるときには一発でやらないと問題は見えてこないと思います。
緩やかにやると、問題が、本当の問題なのか見えてこない。
一発で切り替えたときはいろんな問題がたぶん出てくると思いますし、対応もしやすいと思います。我々も会社で問題が起きたり、今より良くしていこうというときにはがらりと変えるケースの方がほとんどです。で、新たに問題が見えてきたことに対して、また改善策を練るという方が早い。共学化はまた別問題だと思いますので、そこは分けて考えた方が良いでしょう。

大桃座長 一発撤廃の方が、男女共学と切り離して考えやすいと思います。

門脇委員 そういう御意見もあるということで親審議会に御報告願いたい。
一方で、拡大枠云々ということも、委員の立場では考える必要が無いわけですが、今後どうなるとも限らないわけで、拡大枠についてなんですが、4頁で拡大枠を示していますが、これを変えられないのかなと。例えば10%～20%、20%～30%、30%以上としていただくと、自ずと、20%～30%という意見も出やすくなるかなと思います。

事務局 事務局としては、数値の刻みは、むしろ委員さんから御意見を頂きたいと考えています(教育企画室長)が、この5%～10%にしても、10%～20%にせよ、根拠というのが非常に難しいのですが、その中でも、今、事務局として考えられたのが、この資料の数値ということです。そういう意味では、今、おっしゃった数字は理由が見つかなと思います。

大桃座長 門脇委員からは、(2)にしても(3)にしても撤廃ということで小委員会の意見を持っていて、意見としては一発撤廃と経過措置を設けての撤廃ということで二つ意見があったということで小委員会報告を作るということもあると思います。

事務局 一般的には、審議会答申については、全会一致ということで理解しております。(教育企画室長) いろんな意見があると思いますが、一つに集約し、違う意見があったとしても、条件等々で一つの意見にまとめあげるのが答申であろうと思います。したがって、小委員

会として、両論併記ということで持って行っても、親審議会でまとめていただければいいのですが、親審議会で分裂する可能性もあるかなと危惧する部分もあります。

大桃座長 事務局としてはある程度形を作ったということですか。

事務局 理想としては、小委員会でいろんな意見がありましたけれども、こういう意見にまとめまし
(教育企画室長) たということかなと思います。

大桃座長 どちらかに決められるようであれば、どちらかに決めた方がいいということでしょうか。

事務局 繰り返しになりますが、親審議会できちんと一つにまとまってもらえれば良いと思います。
(教育企画室長)

勅使瓦委員 ただ、現実的には何年から撤廃ということをはっきり出さないと親審議会でまとめるのは
難しいのではないのでしょうか。

事務局 答申で具体の数字を出した方が良いのか、「早急に」と出した方が良いのか。
(教育企画室長) そこは行政の責任において判断しても良いのではないかと思います。

大桃座長 そうしますと、小委員会として(2)でいくか、(3)でいくかについて、もう少し検討したいと思います。
いかがでしょうか。

庄子委員 いつからというイメージが無いといけないと思いますが。

大桃座長 いくら急いでも、平成 20 年度入試ですね。

事務局 どのような見直しをするにしても周知期間は必要です。
(教育企画室長) それに経過措置が加わります。

大桃座長 その辺も含めていかがでしょうか。

門脇委員 例えば 10% ~ 20% , 20% ~ 30% , 30% 以上で、20% ~ 30% ということだとやりやすい
のではないかと思います。

大桃座長 例えば 20% ~ 30% にしても、事務局資料との整合性はあるわけですが、20% ~ 30%
くらいの経過措置を設けるか、一発撤廃ということにするか。30% 以上にすると撤廃と同じ効果
だと思います。

さて、経過措置を設けるかどうかです。いかがでしょうか。

次回までに意思決定を延ばすということもありうると思いますが、その場合、今回は素案
の案の検討ということになっていますが、事務局の方では両様で素案の案を作れますか。

事務局 手間はかかりません。

(教育企画室長) ただ、結論を延ばした場合に、他の県での問題点を調査することはできますが、事務局としての情報提供は限られているということは申し添えます。

大桃座長 今後のスケジュールはどうか。

事務局 答申素案の案をお示しし、その後、7月の小委員会・親審議会にお諮りするということに(教育企画室長) なります。

大桃座長 今日は撤廃という方向は決めましたので、次回に素案も含めて検討するというやり方もありますがどうでしょうか。

鈴木委員 撤廃が望ましい、仮に経過措置を設ける場合は云々ということも考えられますね。

門脇委員 最終的な親審議会としての答申はこれだ、ということでもとめていただきたいということだったんですが、小委員会でまとまる必要はあるのかなとも思います。
(2)の方が優勢ではあるものの、(3)の意見もあったのだということを出してはいかがでしょうか。

庄子委員 パブリックコメントが入りますので、そのときには両論併記はまずいわけですね。

大桃座長 そうしますと、もう少し皆で考えることにしまして、今日は撤廃の方向を決めたということと、(2)、(3)については意見が分かれて、(2)の方が多そうだということで、親審議会への答申についても、(2)、(3)の他に両論併記するという3つの意見があったと思いますので、そのところは次回決定したいと思います。
枠の大きさについてはいかがでしょうか。

勅使瓦委員 30%は必要かと思います。思い切ってある程度までいかないと。

大桃座長 そうすると20%～30%という答え方もできますね。

鈴木委員 30%程度かと思います。調整措置との整合性の観点からも。

門脇委員 25%～30%程度かなと思います。

事務局 ちなみに25%ですと40人学級で10人くらいです。二桁になります。
(教育企画室長)

大桃座長 学級経営という面では意味がありますね。
では今日は、3%枠の拡大ではなく、撤廃ということに決まりました。
経過措置を設ける、設けないでは意見が分かれ、なお検討するという、仮に経過措置を設ける場合には25%～30%くらいになるだろうということによろしいでしょうか。
事務局の方では何かありますか。

事務局 次回の公開・非公開につきましてまだ決定しておりませんでした。
(教育企画室長) 事務局としては、非公開ではいかがかと考えております。

大桃座長 事務局の方からは次回は非公開でということでしたが、皆さんいかがですか。

(異議なし)

では、そういうことで次回は非公開で行いたいと思います。
それでは私の方はここまででよろしいでしょうか。では、私の任を解かせていただきます。

(閉会 16:30)